

質疑回答用紙

○提出期限 7月1日（水）12時まで
○回答日時 7月3日（金） 9時から

契 約 番 号	第 号	社 名	TEL
業 務 名	東与賀支所 L E D照明器具賃貸借	責 任 者 氏 名	mail
No.	質疑事項	No.	回答
1	入札公告 7（1）イ 入札書と同封する内訳書ですが、定型書式はありますか。内訳書の内容は、どのような項目が必要ですか。	1	内訳書の定型書式はありません。 内訳書の内容については、入札金額と合致するものをご準備ください。
2	入札公告 10（1） 入札書の記載内容は、総額税抜きとの認識で宜しいでしょうか。	2	ご認識のとおりです。
3	予算削減等の理由による契約の解除がなされた場合、残存する賃貸借料は賃借人が全額負担する認識で宜しいですか。 又、上記理由によって契約の解除がなされた事例はありますか。	3	解約時点での残金の精算については、受注者と協議するものとします。 財産活用課における賃貸借契約については、予算減額に起因する契約解除の事案はありません。
4	3以外に賃貸借期間の中途において発注者の都合により契約を解除する場合、残存する賃貸借期間相当を違約金として賃借人が負担いただくことは可能ですか。	4	ご指摘の場合についての残金の精算については、受注者と協議するものとします。
5	契約期間中に施設の統廃合等、発注書の事由により物件が不要となり、契約が変更または契約解除となった場合は、発注者にて残席賃借料のご負担を頂けるとの認識で間違いありませんでしょうか。	5	ご指摘の場合についての残金の精算については、受注者と協議するものとします。
6	契約解除となった場合、解約時点での残金の精算はどのようになるのでしょうか。	6	解約時点での残金の精算については、受注者と協議するものとします。
7	過去に同様の賃貸借契約後、予算削減等で契約解除に至った事案はありますでしょうか。	7	財産活用課における賃貸借契約については、予算減額に起因する契約解除の事案はありません。
8	契約期間中に施設・建物を取り壊すことになった場合、当該物件の対応や残金の精算、または物件移設費用の負担はどのようになりますでしょうか。	8	ご指摘の場合についての残金の精算については、受注者と協議するものとします。

No.	質疑事項	No.	回答
9	その他 契約期間中に施設の統廃合等、貴市の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、貴市にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	9	ご指摘の場合についての残金の精算については、受注者と協議するものとします。
10	入札書類の提出期限としては、令和8年7月21日17時までに原本必着という認識でよろしいでしょうか。	10	令和8年7月21日必着です。
11	参加表明後に辞退した場合でも、辞退届を提出すればペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	11	実施要領第5条第2項に定めるとおり、申請及び入札を行った者は、入札を辞退することができません。
12	落札者となった場合、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	12	落札後の辞退については、指名停止等の措置が発生します。
13	その他 賃貸借契約について、以下ご教示ください。 ①事前に本件における賃貸借契約書雛形を開示頂けませんかでしょうか。 ②契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。 ③契約締結に際しては、受注者決定後、何日以内にする必要がありますでしょうか。	13	①お示しします。 ②契約書の内容については、受注者と協議のうえ決定する予定です。 ③契約締結は、開札日（初日不算入）から5営業日以内とします。
14	締結予定の契約書の開示をお願いします。	14	お示しします。
15	契約書（案）をご教示ください。	15	お示しします。
16	賃貸借契約書はリース会社指定のもので宜しいでしょうか。 指定の契約書がある場合は、開示をお願いいたします。	16	契約書の様式については、佐賀市指定の書式を使用する予定です。 契約書案をお示しします。
17	本件のご契約については債務負担行為か長期継続契約のどちらでしょうか。 長期継続契約の場合、翌年度以降に予算の削減等があった場合、事業者の損害を補填して頂けますでしょうか。	17	本件は、長期継続契約です。 ご指摘の損害に対する補償については、受注者と協議のうえで定めるものとします。

No.	質疑事項	No.	回答
18	その他 本件は、債務負担行為でしょうか。それとも、長期継続契約でしょうか。	18	本件は、長期継続契約案件です。
19	仕様書 13 今回の賃貸借料のお支払いは、毎月との認識で宜しいでしょうか。	19	支払回数については、双方の事務手間を簡略化できるよう支払い回数を減らしたいと考えているため協議事項としています。
20	仕様書13条(1)で支払方法については、別途受注者と協議して定めるとありますが、月払い、四半期払い、年払い及び前払、後払によって、提示する金額が変わりますので支払い条件を明確にして頂けませんか。	20	前払いは対応できませんが、支払回数については、双方の事務手間を簡略化できるよう支払い回数を減らしたいと考えているため協議事項としています。 入札金額の積算に際しては、貴社が希望する支払い回数で積算してください。
21	その他 長期継続契約の場合、年度予算の削減や削除による契約の変更や解除はございますでしょうか。また、その場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。 また、実際に契約解除となった実績はございますでしょうか。	21	解約時点での残金の精算については、受注者と協議するものとします。 財産活用課における賃貸借契約については、予算減額に起因する契約解除の事案はありません。
22	その他 債務負担行為の場合、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。	22	債務負担行為ではありません。
23	入札公告 16(2) 契約保証金の免除(佐賀市財務規則第104条2項(3))について、以下ご教示ください。 ①免除申請を提出し、貴市に認められた場合、免除と考えても宜しいでしょうか。 ②申請は落札後になりますでしょうか。 または、参加申請時に提出する参加資格確認申請書がその申請との理解で宜しいでしょうか。 ③過去2年間とは、どの時点の起算日より2年間と考えれば宜しいでしょうか。 ④種類について、屋外、屋内のLED照明器具の実績で宜しいでしょうか。 また、規模とは、どの程度の契約金額、数量との認識でしょうか。 ⑤誠実に履行したものとは、契約締結中と考えて宜しいでしょうか。	23	①ご認識のとおりです。 ②落札後に申請してください。 ③契約締結日からです。 ④種類については、屋内照明です。 規模については、同等の契約金額です。 ⑤「問題なく履行を完了した」と解してください。

No.	質疑事項	No.	回答
24	入札保証金及び契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。 免除ではない場合、競争入札参加資格を有し、履行保証保険契約を締結すれば、免除という認識でよろしいでしょうか。	24	入札保証金については、免除としています。 契約保証金については、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第104条に定めるとおりとします。
25	入札公告 16（1） 契約保証金について、履行保証保険の付保を検討しておりますが、以下、ご教示ください。 ①契約保証金は、契約金額の100分の10以上で宜しかったでしょうか。 入札公告記載の内容について、契約金額が1,500万円の場合、1,000万円までは、100分の10。500万円は、100分の7の場合、135万円との理解で宜しいでしょうか。 ②付保期間は、契約締結日から令和14年1月21日までとの認識で宜しいでしょうか。 ③履行保証保険の付保期間開始日が、契約締結日の場合、保険加入には、保険会社への申し込み～証券の発行まで時間を要します。間に合わない可能性があります。その場合、協議させて頂くことは可能でしょうか。	25	①ご認識のとおりです。 ②ご認識のとおりです。 ③開札日（初日不算入）から契約締結日まで5営業日の期間内に履行保証保険をご準備ください。
26	契約を保証する履行保証保険は契約期間を網羅していなければ、契約保証にならないため、履行保証保険に加入する場合、保険期間は契約期間である契約締結日～令和14年1月21日まで包括で加入しなければならないという認識でよろしいでしょうか。	26	ご認識のとおりです。
27	仕様書 7（2） 仕様書との相違を発見した場合は、速やかに発注者へ報告し、協議すること。とありますが、以下ご教示ください。 調査、工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ①調査、工事期間中に、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ②調査、工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	27	①ご認識のとおりです。 ②ご認識のとおりです。 設計書に記載された仕様や数量に変更が生じ、契約金額に大きな差異が生じる場合は、契約変更の協議対象とします。

No.	質疑事項	No.	回答
28	作業費用について 本仕様書及び図面、器具リストを確認しても、器具の設置高さや設置状況の記載がないように思われます。 現場確認期間も設定されてないことから、仮設設備（足場や作業車、特殊養生）が必要な場合は、契約後の現地調査において、別途計上して追加費用として認識でよろしいでしょうか。 本条件で試算が必要な場合は、器具設置高さ及び作業状況がわかる資料提供をお願いします。	28	ご認識のとおりです。 設計書に記載された仕様や数量に変更が生じ、契約金額に大きな差異が生じる場合は、契約変更の協議対象とします。
29	照明器具リストと実際の現地の照明（仕様と台数など）が異なる場合は、契約締結後の調査において、既設照明器具の仕様と同等の仕様でLEDの再選定を行うという認識でよろしいでしょうか。 調査後での変更については、契約後追加増減変更での協議可能という認識で間違いないでしょうか。	29	ご認識のとおりです。 設計書に記載された仕様や数量に変更が生じ、契約金額に大きな差異が生じる場合は、契約変更の協議対象とします。
30	7. 設置作業仕様(5)に高所に設置するLED照明器具とございますが、入札関連資料に高所対象箇所の記載がないため高所作業費用は不要という認識でよろしいでしょうか。また、落札後、足場や高所作業車が必要な箇所が判明した場合、変更契約の対象となる認識でよろしいでしょうか。	30	設計書に記載された仕様や数量に変更が生じ、契約金額に大きな差異が生じる場合は、契約変更の協議対象とします。
31	賃貸借契約期間中の施設建て替えは無いという認識でよろしいでしょうか。	31	ご認識のとおりです。
32	契約不適合責任は受注者にあるという認識でよろしいでしょうか。	32	ご認識のとおりです。
33	保守履行責任は受注者側にあるという認識でよろしいでしょうか。	33	ご認識のとおりです。
34	計約期間中のLED器具の移設、改造、他の物件の付着等を行う場合事前に賃貸人の承諾が必要という認識で宜しいですか。又、移設改造等に起因して故障・損害が発生した場合の朱里費用、損害賠償は賃借人が負担するということで宜しいですか。	34	ご認識のとおりです。
35	受注者が契約不適合責任を直接負わない旨及び物件ばいない契約における買主の地位を発注者に譲渡する旨の条項を契約書に記載することは可能ですか。	35	質問の趣旨が不明瞭ですので、落札後の協議事項とします。

No.	質疑事項	No.	回答
36	入札公告 2 弊社は、建設業法及び銀行法の制限により、設置工事・保守・設置工事に伴い排出された資材、撤去品等の取扱いに関する履行につき、工事資格等の法令等の定めのない賃借業者が履行・責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な資格を有する工事業者・保守業者に実際の業務を委託することになりますが、問題はございませんでしょうか？その際、委託先を書面等で通知する必要がありますでしょうか。	36	本件は、リース会社を受注者、佐賀市内に本店を有している電気工事業者を下請負として発注するものです。関係法令に定める資格が必要な施工等のための第三者発注については可能とします。 その際には、下請負申請を行い発注者の承諾を得てください。
37	公告 3.イについて 2業務の概要(2)に掲げる業務のみ、該当するという認識で間違いないでしょうか？ 2業務の概要(2)の業務を下請けまたは再下請けする場合でも公告3(1)イの資格が必要という認識で間違いないでしょうか？	37	公告「3(1)イ」の業務範囲については、公告「2 業務の概要」に定める内容のうち公告「3(1)イ」が行える範囲を示しており、いずれかの事項に束縛するものではありません。 また「2 業務の概要」に定める内容を実施するにあたり必要な下請負契約又は再下請負契約は、公告「3(1)イ」の要件を満たす必要はありません。
38	公告 2業務の概要(2)について 本業務においての事業者は、公告 3.イを満たし入札時に資格を提出した会社のみで施工するという認識でよろしいでしょうか？ 落札後、2業務の概要(2)の業務において、施工時期の問題などで、公告3(1)イ、ウの資格を持った会社を、追加又は変更することは可能でしょうか？	38	本業務の施工は、公告「3(1)イ」のみで行うものではありません。 必要に応じ、適正に施工できる請負者を追加変更してください。 なお元請負業者が下請契約を行う場合は、書面により発注者の承諾を受けてください。
39	公告 2業務の概要(2)の業務以外の調査設計や照明器具の選定、器具調達納品や、統括調整管理役割の業務は、市外業者でも問題ないという認識で間違いないでしょうか。	39	市外業者でも問題ありません。 前項同様、必要に応じて書面による発注者承諾を受けてください。
40	公告 2業務の概要(2)以外で、統括管理（元請け）の役割を行う会社での事業体制の場合、その元請け管理会社は、建設業法を守り、建設業の登録及び主任技術者の選定も、必要という認識で間違いないでしょうか？	40	ご認識のとおりです。 必要な登録の実施及び有資格者の配置を行ってください。
41	仕様書P2-3.7.設置作業仕様 について (1)(2)(4)(6)(9)(10)(11)(12)(14)の項目については、公告 2業務の概要(2)以外の業務という認識で間違いないでしょうか？	41	公告「3(1)イ」で定める電気工事事業者は、本業務における施工に関する元請負業者としての役割を期待するもので、質疑の業務を行うべき立場であると思われますが、別の事業者へ委託することを禁止するものではありません。 質疑の業務を公告「3(1)イ」で定める電気工事事業者以外に委託する場合については、その相手と理由について発注者と協議の上承諾を受けてください。

No.	質疑事項	No.	回答
42	仕様書P4.8. 設置作業後の現地試験 について (1)～(5)についての業務は、公告 2業務の概要(2)以外の業務という認識で間違いないでしょうか？	42	公告「3(1)イ」で定める電気工事事業者は、本業務における施工に関する元請負業者としての役割を期待するもので、質疑の業務を行うべき立場であると思われますが、別の事業者へ委託することを禁止するものではありません。 質疑の業務を公告「3(1)イ」で定める電気工事事業者以外に委託する場合については、その相手と理由について発注者と協議の上承諾を受けてください。
43	本契約をリース会社が受託する(請け負う)際、建設業法に抵触する可能性がある業務を含む場合は、資格を有する第三者に発注することが可能でしょうか。	43	本件は、リース会社を受注者、佐賀市内に本店を有している電気工事業者を下請負として発注するものです。関係法令に定める資格が必要な施工等のための第三者発注については可能とします。 その際には、下請負申請を行い発注者の承諾を得てください。
44	本件はLED照明器具の設置作業（既設蛍光管照明器具の撤去・新規LED照明器具の設置）について、電気工事士法・建設業法の適用を受ける工事が含まれますが、受注者がこれらの工事を第三者（電気工事業者等）に委託することは可能でしょうか。又、コンソーシアム（共同企業体）での参加は可能でしょうか。	44	本件は、リース会社を受注者、佐賀市内に本店を有している電気工事業者を下請負として発注するものです。関係法令に定める資格が必要な施工等のための第三者発注については可能とします。 その際には、下請負申請を行い発注者の承諾を得てください。 共同企業体での参加は認めていません。
45	仕様書4（4）に規定されている契約期間における管理及び保守について受注者が電気工事士等資格を有する業者に保守業務を委託することは可能ですか。その際に届出書等は必要ですか。書面が必要でしたら様式をご教示ください。	45	関係法令に定める資格が必要な業務については、第三者発注を可能とします。その際には、下請負申請を行い発注者の承諾を得てください。 様式については、落札者へ提供します。
46	切抜設計書（参考型番シート）について、以下の仕様を確認願います A401 参考型番が名称と同じ記載のため詳細不明 逆富士タイプでよい C401-R 参考型番がLEDバーのみの型番のため詳細不明 埋込W150でよい C401-L 参考型番がLEDバーのみの型番のため詳細不明 込W150でよい F402 参考型番がLEDバーのみの型番のため詳細不明 埋込W300でよい Y300 参考型番に記載がないため詳細不明	46	以下の仕様について回答します。 A401の参考型番については、XFX420AENです。 C401Rについては、NNLK41321との組み合わせとしてください。 C401Lについては、NNLK41322との組み合わせとしてください。 F402については、NSR84R9との組み合わせとしてください。 Y300については、Y401の誤記です。 Y401の型番を参照してください。

No.	質疑事項	No.	回答
47	A401の参考型番 型式不明の為、型式をご教示ください。	47	A401の参考型番については、XFX420AENです。
48	B401Wの参考型番 型式不明の為、型式をご教示ください。	48	B401WIについては、XFW422KENZの誤記でした。
49	C401-Rの参考型式 ライトバー型式のみの為、本体型式をご教示下さい。	49	C401Rについては、NNLK41321との組み合わせとしてください。
50	C401-Lの参考型式 ライトバー型式のみの為、本体型式をご教	50	C401Lについては、NNLK41322との組み合わせとしてください。
51	F402の参考型番 ライトバー型式のみの為、本体型式をご教示下さい。	51	F402については、NSR84R9との組み合わせとしてください。
52	F402Bの参考型番 ライトバー型式のみの為、本体型式をご教示下さい・	52	F402Bについては、NSR84R9との組み合わせとしてください。
53	仕様書P2.6. 照明器具仕様（４）について 平均照度が、既設以上の器具を選定することありますが、リストに参考型番が記載されていますが、あくまでも参考型番であり、落札後の調査で、受注者の責において、照度分布図などにて、設計し、再選定するという認識で間違いはないでしょうか？	53	ご認識のとおりです。 請負者において、適正な照度を確保できる機器を選定してください。 なお、当該機器選定により設計書に記載された仕様や数量に変更が生じ、契約金額に大きな差異が生じる場合は、契約変更の協議対象とします。
54	設計書に記載の参考型番はあくまでも参考であり、8(4)照度測定で示すように既設の照明器具に対し同等以上の性能を有する照明器具を採用するという認識でよろしいでしょうか。また落札後、お示しの数量の増減や製品仕様の変更がある場合は、別途協議の上変更契約にて対応可能という認識でよろしいでしょうか。	54	ご認識のとおりです。
55	本件のLEDについてのメーカー保証期間をご教示ください。契約中にメーカー保証期間が終了した場合、保証期間終了後の修理・交換費用は発注者の負担で宜しいですか。	55	保証期間は、メーカーが定める期間とします。 仕様書11項第2号～第4号に定めるとおり、賃貸借期間中の発注者の責めによらない事情による動作異常・使用停止等については、復旧作業・代替品の提供等は受注者の負担となります。

No.	質疑事項	No.	回答
56	仕様書P2.6. 照明器具仕様について 本仕様では、器具交換を想定した参考型番があるものの、交換方式の指定がないように思われます。 交換方式については、ランプ交換は原則不可とし、器具交換で行うものという認識でよろしいでしょうか。	56	ご認識のとおりです。 原則として器具交換とし、ランプ交換は認めないものとします。
57	ランプ交換の場合に 口金等の部品がない場合に新品の機器交換への変更は可能でしょうか。	57	原則として器具交換とし、ランプ交換は認めないものとします。
58	ランプ交換の場合に 安定器は取り外さないで、在置してよろしいでしょうか。	58	ランプ交換は認めないため、質疑事案は発生しないものと判断します。
59	照明器具の本体のソケットに不良があった場合、発注者負担になるという認識でよろしいでしょうか。（改造した器具等）	59	ランプ交換は認めないため、質疑事案は発生しないものと判断します。
60	仕様書P3.7. 設置作業仕様（14） について 作業による絶縁劣化等がないこと。とありますが、既設の絶縁抵抗値より悪化していなければ問題ないという認識でよろしいでしょうか？	60	ご認識のとおりです。 既設の絶縁抵抗に問題があり法令に適合しない、又は機器使用に不具合が生じる場合は、対応について別途協議します。
61	仕様書P3.7. 設置作業仕様（14） について 作業前の絶縁測定において、既設の異常の判断の数値としては、絶縁抵抗値 0.1MΩ以下（対地電圧100Vの場合）だった場合のみ報告し、改善処置の協議をするという認識でよろしいでしょうか？ 既設の改善処置に関しての費用は別途費用計上でよろしいでしょうか？	61	明らかに絶縁抵抗値に異常がみられる場合は、発注者に報告し対応について協議することとします。
62	参考型番の記載がございますが、交換手法についての指定はございますでしょうか。可能な限り建物の改修が発生しない選定とございますので一部コスト削減も考慮しランプ交換での対応も可能という認識でよろしいでしょうか。※ランプ交換の場合は日本照明工業会が定めたJLMA301の規格に適合した製品を採用いたします。	62	原則として器具交換とし、ランプ交換は認めないものとします。
63	石綿含有建材の取扱について可能な限り建物の改修を伴わないものを選定とございますが、この場合器具交換におけるビス打ち作業に関しては建物の改修に該当せず、天井の開口等の作業のみ該当するという認識でよろしいでしょうか。	63	本工事では石綿含有調査を行っていないため、含有調査を要しない工事を心掛けてください。石綿含有の対策が必要となった場合、若しくは器具交換が困難であった場合については、受注者と協議のうえ対応を決定します。

No.	質疑事項	No.	回答
64	工事に伴う養生について、施工範囲外の通路や共用部についても養生が必要でしょうか。 また、養生方法(養生シート、プラダン等)について指定があればご教示いただけますでしょうか。	64	毀損や汚れが想定される範囲については、養生を行ってください。 養生方法についてはシート養生等変更契約を要しない程度で構いませんが、変更契約を要する場合は必ず事前に協議のうえ行ってください。
65	仕様書 7 今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	65	質疑の意図が、照明器具以外の既存設備であれば、ご認識のとおりです。
66	物件の滅失、廃損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にないという認識でよろしいでしょうか。	66	発注者又は第三者の瑕疵により機器が使用できない場合については、受注者による代替品準備は必要ありません。
67	仕様書11(4)に発注者の責めによらない事情により使用停止等の必要性が生じた場合、受注者の井責任において代替品を提供すると規定されていますが、地震・台風・火災等の自然災害や不可抗力による物件の滅失・毀損の場合も受注者が代替品準備責任を負うという認識でしょうか。代替品の提供に代えて契約を合意解約する形での対応は可能ですか	67	ご指摘の場合については、受注者と協議するものとします。
68	入札公告 1(3)イ 今後、新型コロナ、半導体不足、紛争等の外部環境等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります。協議したうえで、貴町の了解を得れば、工期延長及び損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	68	商品納入の遅延による工期延長は、現時点では予定していません。 その他の事情については、協議するものとします。
69	世界情勢の影響等により、不測の事態が生じ、事業者努力では如何ともしが理由で納期に間に合わないなどの事象が発生した場合、指名停止の回避や損害金の免除、賃貸借期間の後ろ倒しなど含め、都度協議頂けますでしょうか。	69	商品納入の遅延による工期延長は、現時点では予定していません。 その他の事情については、協議するものとします。

No.	質疑事項	No.	回答
70	納期遅延について 納期に問題がない前提で応礼いたしますが、万が一世界情勢などにより受注者の責に帰せず納期遅延が発生した場合、遅延損害金や指名停止などのペナルティを受けることなく別途協議に応じていただけますでしょうか。	70	商品納入の遅延による工期延長は、現時点では予定していません。 その他の事情については、協議するものとします。
71	設置期限が令和9年1月21日までと記載がございますが、中東情勢等で商品の確保が困難である場合は設置期間の変更契約の協議は可能である認識で宜しいでしょうか。	71	商品納入の遅延による工期延長は、現時点では予定していません。 その他の事情については、協議するものとします。
72	物件の納入遅延時の損害金規定はありますか。損害金が発生する場合、その取扱いはどうなりますか。又、天災等止むを得ない理由により遅延が発生した場合も損害金は発生しますか。	72	商品納入の遅延による工期延長は、現時点では予定していません。 その他の事情については、協議するものとします。
73	天災・世界情勢や本事業の関係者の反対等の影響が契約締結時より悪化し、事業開始期間を超えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	73	ご認識のとおりです。
74	設置作業期間が令和9年1月21日となっておりますが、これは工事期間は土日祝のみとなりますでしょうか。 工事期間が土日祝のみとなる場合、令和9年3月18日までに間に合わない可能性が御座います。その場合、設置作業期間を協議にて延長して頂く事は可能でしょうか。	74	作業内容や来庁者の状況に応じ、平日作業を許可する予定です。 なお、設置作業期間は契約締結日から令和9年1月21日までです。
75	施工日の施設の開錠・施錠は、貴市または施設管理者様で対応していただけるという認識でよろしいでしょうか。 施設のセキュリティでの警備員の費用は受注者側では不要という認識でよろしいでしょうか？ また、土日祝日の作業は可能でしょうか。	75	開錠・施錠については、ご認識のとおりです。 また本契約の作業に際し、警備員の配置は想定していません。 作業日については、原則閉庁日又は閉庁時間としますが、支障がない範囲については平日作業を許可します。 詳細については、落札者と協議のうえ決定します。
76	仕様書P2.7. 設置作業仕様について 夜間作業はないという認識でよろしいでしょうか。夜間作業の可能性がある場合は、見積に影響がある為、ご指示をお願いします。 ※落札後の工事調整において、夜間作業や想定外の作業環境になった場合は、追加変更にて協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	76	本業務での夜間作業は想定していません。 現場の進捗により受注者が夜間作業を必要と判断する場合は、協議により可否を判断しますがその費用負担は本工事の範囲において実施してください。

No.	質疑事項	No.	回答
77	作業時は、施設管理者立会の元作業できる前提として、事業者側での、監視員（鍵の管理、セキュリティの解除など）など不要の認識でよろしいでしょうか。テナントスペース等があり、念のためご確認させてください。	77	テナントスペース等はありません。
78	建設業法により本入札への参加にあたり行政財産の仕様を認めて頂く必要があると認識しておりますが、使用許可をいただけますでしょうか。 また、契約書に下記特約を記載いただくことは可能でしょうか。 【特約の内容】第一条（使用賃借）賃借人は、賃貸人に対して、賃貸人が賃借人と締結した賃貸借契約を履するため、物件の設置工事開始から賃貸借期間終了までの間、賃借人の有資産(物件設置施設)における物件の設置場所について、無償で使用賃借を承諾するものとする。	78	質疑の意図が、本契約で設置する照明資器材を現地に事前搬入するということであれば、支所の業務に支障がない範囲で許可します。 現場事務所等の設置については、受注者と協議します。
79	天井高が10m以上の施設につきましては、立ち馬を利用して施工を実施予定としております。高所作業車等の使用を想定している場合はご指示ください。 また、天井高が10m以上の施設は何施設ございますでしょうか。	79	対象施設において、天井高が10mを超える箇所はありません。
80	庁舎内での高所作業は立ち馬を使用して施工予定です。執務への影響を考慮し、使用場所や施工時間帯について指定がありましたらご教示ください。	80	作業日については、原則閉庁日又は閉庁時間としますが、支障がない範囲については平日作業を許可します。 詳細については、落札者と協議のうえ決定します。
81	設置する庁舎は新耐震基準を満たしていますでしょうか。また、耐震工事実施済でしょうか。	81	本件の対象施設は耐震工事は実施していませんが、新耐震基準を満たしている施設です。
82	仕様書 7 (15) 受注者側で処分する場合、落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が貴市である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、貴市が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。	82	本件では受注者の下請負業者である電気事業者が排出事業者と解されるため、電気事業者が直接収集運搬又は処分することは法令上認められています。 電気事業者が直接収集運搬又は処分することができない場合は、当該業務の許可を受けた事業者へ委託してください。 何れの場合についても当該収集運搬又は処分に係る費用については、本契約に含まれるものとします。

No.	質疑事項	No.	回答
83	既存機器の撤去について 仕様に既設の処分・廃棄が含まれますが、リース会社は廃掃法上当該業務を受託できないため、作業を委託する工事が会社が工事の元請けとして対応しますが、問題ないでしょうか。そのため、マニフェストも委託先からの提出になりますが問題ないでしょうか。	83	本件では受注者の下請負業者である電気事業者が排出事業者と解されるため、電気事業者が直接収集運搬又は処分することは法令上認められています。 電気事業者が直接収集運搬又は処分することができない場合は、当該業務の許可を受けた事業者へ委託してください。 何れの場合についても当該収集運搬又は処分に係る費用については、本契約に含まれるものとします。 マニフェストは、排出事業者から提出してください。
84	産業廃棄物管理票の写しですが、発行に時間を要するため、事業完了までにE票までご提出が間に合わない場合、取得後のご提出でも問題ございませんでしょうか。	84	産業廃棄物管理票のE票については、公告に定める設置作業期間内に提出を原則としますが、間に合わない場合は賃貸借期間に速やかに提出してください。
85	廃棄のマニフェストの発行は必要でしょうか。	85	ご認識のとおりです。 本件の実施については、関係法令に基づき適正に対処してください。
86	梱包材や取り外した照明設備は受注者で処分とするという認識ですが、敷地内にて、ごみコンテナ置場（広さ駐車場2～3台分）は借用可能でしょうか。また、LED器具の納入時に、仮置き場として空室など借用可能でしょうか。	86	ごみ置場については、現場にて対応可能です。 資材置場については、支所の業務に支障がない範囲で許可します。
87	撤去の際のPCB発見時は、貴市さま保管（処分）での認識でよろしいでしょうか。	87	現地の照明器具については、PCBを含有していないと認識していますが、含有が認められた場合は発注者の負担で処理します。
88	PCB含有機材等を確認した場合、PCB特別措置法では、有償・無償を問わずPCB廃棄物の譲り渡し・譲り受けを原則禁止しています（法第17条）。そのため、電気設備工事に伴って生じたPCB廃棄物は、電気設備の所有者のものであり、その工事を請け負った電気設備業者が保管事業者となることはできない為、処分に関して佐賀市様の負担という認識でよろしいでしょうか。	88	現地の照明器具については、PCBを含有していないと認識していますが、含有が認められた場合は発注者の負担で処理します。
89	仕様書 11（6） 通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額は、貴市の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	89	受注者負担とします。

No.	質疑事項	No.	回答
90	仕様書 11 (6) 原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、貴市での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	90	ご指摘の場合についての費用負担は、受注者と協議するものとします。
91	仕様書 11 (6) 動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となりますが、この場合の費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	91	ご指摘の場合についての費用負担は、受注者と協議するものとします。
92	仕様書 11 (6) 当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にない、という認識でよろしいでしょうか。	92	ご指摘の場合については、受注者と協議するものとします。
93	付保する動産総合保険は新価型か時価型かどちらでしょうか。	93	器具に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置が行えるご提案をお願いします。
94	時価型の場合、保険金額で補填できない部分は貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。	94	仕様書11項第2号～第4号に定めるとおり、賃貸借期間中の発注者の責めによらない事情による動作異常・使用停止等については、復旧作業・代替品の提供等は受注者の負担となります。
95	動産総合保険は、重過失は地震等の天災地変その他の不可抗力による物件の滅失は保険適用外となりますが、この場合の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	95	ご指摘の場合についての費用負担は、受注者と協議するものとします。

No.	質疑事項	No.	回答
96	動産総合保険の保険金額が物件納入価値を基に経過期間に応じて逦減しますが、よろしいでしょうか。また、新価特約を付保する必要はありますでしょうか。	96	器具に不具合が発生した場合に速やかに交換等の措置が行えるご提案をお願いします。
97	動産総合保険においては、自然災害（地震・噴火・津波等）及び重過失は保険対象外。保険価格は経過期間に応じて逦減する一般的な保険でよろしいですか。保険価格を超過する損害については発注者の負担となりますが宜しいですか。	97	器具に不具合が発生した場合に速やかに交換等の措置が行えるご提案をお願いします。
98	賃貸借期間満了後は、物品の所有権は受注者から発注者に帰属するとありますが、固定資産税は貴市負担との認識でよろしいでしょうか。	98	ご認識のとおりです。
99	固定資産税は賃貸借料に含まないという認識でよろしいでしょうか。	99	ご認識のとおりです。
100	契約期間満了後は無償で発注者へ引渡になりますので、固定資産税は不要という認識でよろしいでしょうか。	100	ご認識のとおりです。
101	仕様書10で期間満了後無償譲渡となりますので固定資産税の納付不要との認識で宜しいですか。	101	ご認識のとおりです。
102	9.提出書類及び提出時期 イ（3）LED照明器具を設置した範囲の照明配置図の提出について、既設図面の修正程度という作業量での積算でよろしいでしょうか。 またそのデータは、CADデータでの修正という認識でよろしいでしょうか。	102	ご認識のとおりです。
103	完成図書等の提出書類については任意FMTで問題ございませんでしょうか。	103	指定の様式がある書類については、落札者に送付します。
104	犯罪収益移転防止法の対象となる契約の場合、ご担当者様の本人確認書類確認にご協力頂けますでしょうか。	104	必要に応じ対応します。
105	現場調査及び日程をご教示ください。	105	現地調査は予定していません。
106	本事業の予算額をご教授お願いいたします。	106	本事業は、長期継続契約案件です。 開示できる予算額は、令和8年度の1,566千円です。